

中野区教育委員会会議録 平成26年第7回定例会

○開会日 平成26年3月7日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時33分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	大 島 やよい
委 員	小 林 福太郎

○傍聴者数 11人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第11号議案 中野区立学校設備使用規則等の一部を改正する規則

[協議事項]

(1) 教育委員会に対する陳情について

- ① 『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ② 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ③ 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ④ 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ⑤ 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ⑥ 学校図書館で「はだしのゲン」などの図書を、子どもたちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ⑦ 「はだしのゲン」を学校図書館(室)や公立図書館で自由に閲覧出来ることを求める陳情(指導室長、知的資産担当)
- ⑧ 「はだしのゲン」を教育現場や図書館からの撤去をせず、従来どおり自由な閲覧を存続させることを求める陳情(指導室長、知的資産担当)

(2) 中野区いじめ防止基本方針の策定について(指導室長)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

- ① 平成25年度いじめの対応状況について(指導室長)

中野区 教育委員会
第 7 回定例会
(平成 2 6 年 3 月 7 日)

午前10時 00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

ここで傍聴の方にお知らせします。本日の協議事項の2番目、「中野区いじめ防止基本方針の策定について」の資料は、教育委員会での協議中であり、確定した内容のものではありませんので、後ほど回収させていただきます。また、本日の事務局報告事項、「平成25年度いじめの対応状況について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方はご退出の際に、事務局へ資料の返却をお願いいたします。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

大島委員長

日程第1、第11号議案、「中野区立学校設備使用規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは、議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは第11号議案、「中野区立学校設備使用規則等の一部を改正する規則」につきまして、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、ご配付させていただきました補足の説明資料をごらんをいただきたいと存じます。「中野区立学校設備使用規則等の一部改正について」でございます。

まず1、改正理由でございます。中野区立高齢者福祉センターの廃止に伴いまして、中野区立行政財産使用料条例別表8の表を削除し、9の表から15の表までを1表ずつ繰り上げる改正が行われたことに伴いまして、当該別表の規定を引用しております中野区教育委員会規則の関係規定を整備する必要があるというものでございます。

教育委員会規則の関係規定につきましては、2の改正内容のとおりでございます。3点ございます。まず2の(1)でございますが、中野区立学校設備使用規則。これにつきまして

は、第4条第1項中の「別表14の表」を「別表13の表」に改めます。また、(2)でござい
ますが、中野区立学校施設の開放に関する規則。これにつきましては、第10条第2項中、
「別表14の表」を「別表13の表」に改めるものでございます。また、(3)中野区教育施設
目的外使用規則につきましては、第5条中第1項の「別表12の表又は13の表」を「別表
11の表又は12の表」に改める内容でございます。

施行期日は、本年4月1日の施行を予定してございます。新旧対照表につきましては、
裏面のとおりでございます。ご確認をいただければと存じます。

補足の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

大島委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言等ありましたらお願いいたし
ます。

ちょっと私から確認なのですけれども、高齢者福祉センターが廃止されたことによって、
別表8の表がいらなくなったので削除したと。それで、そうしますとそれからあとの9以
降の表が、一表ずつ繰り上がったと。こういう理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員長ご指摘のとおりでございます。

大島委員長

わかりました。

それで何かご質問、ご発言は。よろしいでしょうか。

では、なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第11号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

では、ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

大島委員長

次に、協議事項に移ります。

協議事項の1番目、「教育委員会に対する陳情について」の協議を行います。この①から
⑧までの陳情については、関連する内容の陳情となりますので、一括して協議を行いたい

と思います。事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情」ほか7件の陳情につきまして、改めましてご説明をさせていただきます。

まず1件目でございます。教育問題懇話会から提出されました『はだしのゲン』の教育現場からの撤去を求める陳情」で、趣旨につきましては、性に関する有害図書、暴力に関する有害図書と同様、教育の目的に反する有害図書として、「はだしのゲン」を教育現場から速やかに撤去するよう求めるものでございます。

2件目は、子どもと教育を守る区民の会から提出されました「『はだしのゲン』の自由閲覧の維持を求める陳情」で、趣旨は、中野区内の教育現場や図書館において漫画「はだしのゲン」を撤去することなく、従来どおり子どもたちが自由に閲覧できるようにすることを求めるものでございます。なお、本陳情につきましては、賛同署名が提出された旨を、1月17日、24日、31日及び2月7日の定例会においてご報告をしておりましたところでございますが、同様の趣旨で昨日128筆の賛同署名が提出されましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

続きまして3件目、中野の教育を考える草の根の会から提出されました「子どもたちから「自由に読書できる権利」を奪わないことを求める陳情」で、趣旨は、中野区内の図書館や教育機関など教育委員会の所管する施設において、子どもたちが多種多様な書物に出会い、「自由に読書する権利」を奪うことなく、子どもたちの知的成長を保障するよう求めるものでございます。

4件目、「はだしのゲン」を読み広げる会から提出されました「『はだしのゲン』の自由閲覧の維持を求める陳情」で、趣旨は、中野区内の教育機関や図書館において、「はだしのゲン」を撤去することなく、従来どおり子どもたちが自由に閲覧できるようにすることを求めるものでございます。

5件目は、新日本婦人の会中野支部から提出されました「『はだしのゲン』を自由閲覧できる教育環境を求める陳情」で、趣旨は、中野区内の教育現場や図書館において、漫画「はだしのゲン」を従来どおり自由に閲覧できる図書にするよう求めるものでございます。

6件目は、東京都教職員組合中野支部から提出されました「学校図書館で『はだしのゲン』などの図書を、子どもたちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情」で、趣旨は、学校図書館（室）などで、「はだしのゲン」などの学校が選んだ図書を子どもたちが自由に

閲覧・読書できるように保証するよう求めるものでございます。

7件目は、中野母親連絡会から提出されました「はだしのゲン」を学校図書館（室）や公立図書館で自由に閲覧出来ることを求める陳情」で、趣旨は「はだしのゲン」を学校図書館（室）や公立図書館で自由に閲覧できるよう保障するよう求めるものでございます。

8件目でございます。子どもと教科書全国ネット 21 中野地区ネット事務局から提出されました陳情で、趣旨は、「はだしのゲン」を教育現場や図書館から撤去をせず、従来どおり自由な閲覧を存続させることを求めるものでございます。

以上8件の陳情のうち、1件目につきましては「はだしのゲン」を有害図書として教育現場から撤去するよう求めるもので、ほか2件目から8件目までが「はだしのゲン」を含め多様な図書を教育現場や図書館において、従来どおり自由に閲覧できるようにすることを求めるといった趣旨でございます。

各陳情の内容につきましては、昨年12月13日から本年1月31日までの教育委員会定例会でご報告いたしましたとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

大島委員長

それでは、これらの陳情を一括して協議するに当たって、基本となる論点を整理したいと思います。

まず、第一に、学校図書館ではこうしたさまざまな図書資料が児童・生徒の利用に供されている状況にあるわけですが、学校図書館の本来の目的や役割はどのようなものかということ。第二に、こうしたさまざまな図書資料が配架されている状況の中で、学校図書館が具体的にどのように利用され、また児童・生徒に対してどのような読書指導が行われているのかということ。第三に、学校図書館の図書資料の選定は、誰の権限でどのように行われているのかということ。第四に、区立図書館について、その目的や役割はどのようなものかということ。また、その図書等の取扱いは誰の権限で行われているのかということ。

以上のような論点を踏まえつつ、まずはご協議いただき、陳情に対する教育委員会としての回答をまとめていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

それでは、そのように協議を進めたいと思います。

では、各委員から質問等ご発言がありましたらお願いします。ございますでしょうか。

渡邊委員

先ほど委員長のほうから論点の整理をしていただいたということで今伺ったのですけれども、ちょっと私まだなれないものですから、もう一度改めて確認させていただきたいと思うのですが、学校図書館の設置の根拠、また役割はどういうものなのかを、ちょっとご説明いただけないでしょうか。

指導室長

学校にあります学校図書館、図書室と呼んでいる場合もあるのですが、これは学校図書館法にその設置が義務づけられています。役割なのですが、まずこの学校図書館の目的から少しお話をしますが、まず教育課程の展開に寄与する、役立つものであるということ。それから、児童・生徒の健全な教養を育成するというのが大きな目的です。そのために、多様な図書館資料、これは本であったりまたは視聴覚の資料だったり、その他もろもろのものを指しますけれども、そういうものを収集して整理して保存するということと、それから、それらの資料を児童・生徒の利用に供する、使えるようにしておきましょうというのが役割になっています。

渡邊委員

ではちょっとお伺いしたいのですが、学習指導要領では図書館についてどのように今規定されているのでしょうか。

指導室長

学習指導要領に、指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項というのがあるのですが、そこでもろもろある中で、学校図書館を計画的に利用して、その機能の活用を図るということ。それから、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すると記されています。

中野区では、図書館指導員が各学校、全校配置をされています。その図書館指導員ですとか、図書担当の先生たちが中心となってその指導計画を立てるのですが、その中で子どもたちに意欲の出るような働きかけを数々行っているという現実がございます。

渡邊委員

今の、少し具体的な図書館指導員なんかのお話もありましたけれども、図書館における、各学校で具体的にはどのような活用というか、今の現時点でされているのかということについては、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

指導室長

小学校と中学校で若干発達段階も違うので、指導の内容は少し違うのですけれども、例えば小学校ですと、先ほど申し上げた図書館指導員が読み聞かせをやるだとか、それから図書の貸し出しをするだとかというのがあります。小学校の場合、低学年の場合は、国語の時間にそういう時間を設定して、1週間に1回だとかというような定期的な割合、頻度で図書室を利用しているということですね。それから、図書室にはさまざまな資料がありますので、例えば総合的な学習ですとか、それから社会科などで「調べ学習」というのが子どもたちあるのですが、そういうときに適切に使えるような状況になっているということです。

それから中学校は、授業の時間に読書の時間を確保するというのはなかなか時間上難しいので、休み時間に本を読むということだとか、あとは貸し出し。それから先ほど申し上げた、「調べ学習」というのが非常にふえてきますので、そういう図書資料をもとに学習を進めるというような形になっています。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員

今指導室長からいわゆる読書指導とか、小学校・中学校発達段階それぞれに応じて行われているとお話がありましたけれども、もう少し具体的に、どんなふうに小学校や中学校では行われているのか、それをちょっとお聞かせいただければと思います。

指導室長

まず小学校のお話をしますけれども、図書館指導員ですとか、あとは保護者がつくっているボランティアグループなどが学校に来て読み聞かせをやったりだとか、それからあとブックトーク、こういうような本がありますよというようなことでお話をするとか、あとストーリーテリングみたいなことで、子どもたちに図書をいろいろな形で紹介するというのがあります。そういう啓発といいますか、子どもたちに紹介することで、子どもたちは自分たちで本を、「これもっと読んでみよう」ということで、図書室の本を持ってきて、自分で読むというようなことが主にあります。ただ中学校は、先ほど申し上げたように時間の確保がなかなか難しいので、休み時間ですとかに図書の貸し出しをするような形になっています。

小林委員

今図書館指導員とか、場合によっては保護者とか地域の方々が入ってきて指導をすると

ということですが、その際の留意点というのですか。それは、教育委員会としてどういうふうに押さえているのか、もう一回確認したいと思うのですが、いかがでしょう。

指導室長

子どもたちは、要するに幅広い本を読むということが必要だと思うのです。さまざまな分野の本を読んでいくということが必要だと思います。ですので、発達段階を踏まえて、一人一人の興味関心に応じた本を紹介したりだとか、読むような、そういう機会を設定することが、一つ大切なことだろうと思います。

小林委員

本区は、先ほど指導室長からもお話があった図書館指導員を、これはかなり全都というか全国に先駆けて導入して、一定の成果を上げていると思うのです。ですから図書館指導員の存在というのは非常に大きいと思いますし、各小学校・中学校に行っても、中野区の図書館・図書室は他の地域に比べて、非常に、常に活用されているという状況ははっきりわかると思うのですね。そういう中での図書館指導員の役割は大きいと思うのです。図書館指導員から、今回のこの陳情にかかわっての「はだしのゲン」とか、それについての何か反響というのは把握されているでしょうか。

指導室長

年に1回、図書館指導員全員と私面接をして話をします。つい2か月ぐらい前にやったのですが、そのときにはこの件に関してのお話等は一切出ませんでした。

教育長

今図書館指導員の状況もお話があったのですが、具体的に中野区の学校で、学校図書室とか図書館において、「はだしのゲン」の配置の状況というのは調べているのですか。

指導室長

去年の9月の段階での配置状況を調べたのですが、小学校全部で25校ありますが、「はだしのゲン」がある学校は17校、ない学校が8校。中学校11校中「はだしのゲン」がある学校が10校で、ない学校は1校という形になっています。

小林委員

今それぞれ小・中学校における本がどのように設置されているかというお話があったのですが、これについての例えば貸出しの状況だとか、閲覧状況というのはなかなか押さえるの難しいかもしれませんが、この辺もし押さえているようでしたら、教えていた

できればと思います。

指導室長

まず閲覧状況について、これはデータとしてとっている学校はないので、ちょっと人数把握は難しいのですが、貸出しについてもとっている学校ととっていない学校があるのですが、平均していくと一日2、3名ぐらいが貸出しをしているというような学校も、データをとっている学校からはそういう報告をもらっています。

小林委員

その貸出しというのは、校内で読むという、家に持って帰るとかは、それはどうなのですか。

指導室長

これについては校内で見るといものが多いかと思いますが、ちょっと全て確認はとれていません。

大島委員長

ほかにはどうですか。

高木委員

この「はだしのゲン」は、私も小学生のときに読んだ記憶がありますし、この話が新聞報道になったときに中3の息子と小5の息子に聞いたところ、中3の息子は読んだことがあると。感想を聞いて「どうだった？」と言ったら「普通」と言われて、普通はないだろうと思ったのですが。小5の息子に聞いたら、「はだしのゲン」は読んだことはないのだけれども、同じ作者の「進め！！ドンガンデン」だか「ドンデンガン」という、象が出てくる話は見たことがあると。感想を聞いてもあまり、特によかったでもなく悪かったでもなくという形で。改めて我々教育委員もお願いして、私も小学校のとき見たのですが、読み返してみたところでございます。それぞれの個人的な感想はあると思うのですが、私の世代ですとやっぱり父親が小学生で疎開をした世代なので、戦争中の話とか物がなかった話とか、着るものが紙のように薄くて困ったとか、そういう話は聞いたことがあるのですが、やっぱりその孫の世代になると、戦争というのは実感がないのですよね。なので、そういう本があるということ。ただ、ここの「はだしのゲン」の教育現場から撤去を求める陳情の方の趣旨の中で、「教育の目的に反する有害図書」というのがあるのですが、一般的に図書館、学校図書館も含めて、本というのは、通常はあまり制限をしないで収集して行って、その性質に合ったものを適切に開示していくというのが基本だと思うのです。もちろん著

しく性に関するものとか、そういうものは例えば東京都の教育委員会でも有害図書にしていると思うのですが、この「教育の目的に反する有害図書」は、あまりちょっと聞いたことがないのですが、それは制度としてあるのでしょうか。あるいはこの陳情の方の、推測ですけれども独自の判断なのかなと思うのですが。

指導室長

東京都のほうで「青少年の健全育成を阻害する図書の指定」というのがありまして、健全図書の指定でルール、ここに書かれているのですけれども、今委員がおっしゃったようなものが、「著しく性的感情を刺激するもの」だとか、「甚だしく残虐性を助長するもの」だとか、「著しく自殺又は犯罪を誘発するもの」など、そういうような項目があって、それに当たるものについては有害図書という形になっていて、教育現場に置くことは避けるようになっております。

高木委員

そうしますと、ちょっと私の見解だと「教育の目的に反する有害図書」というのは、東京都の教育委員会等で言っている項目としてはなくて。ただ、ひどくいろいろな性ですとか暴力とかに該当するかどうかということと、あと、ではそれが実際に学校の現場で、図書館の蔵書ですから、子どもたちが自由に見る分には、私の見解では特に小学生であればやっぱり自分で選んで見ていくと思うのですけれども、場合によっては、私も見ていて小学生のときも悲惨だなと思う反面、ちょっと怖いと思う描写。ただそれが戦争の現状ですから、それが年齢等々によって適切かどうかという若干の判断はあるのかなと思います。実際にこの「はだしのゲン」というのは、学校の現場でどういうふうに中野区内の小学校では活用されているのでしょうか。わかる範囲内で教えていただければと思います。

指導室長

教育の現場でこれをどういうふうに、例えば授業で用いれるかというところまでの情報はちょっとないのですけれども、例えば原子爆弾が落ちてたくさんの方が死んだということは、それを具体的にどういうふうに子どもたちに理解させるかというときに、例えば当時の広島の様子などが書かれているものなどを紹介するだとかということではあるかと思いますが、この本だけではなくてほかにもたくさんさまざまな資料がありますから、そのうちのひとつとして活用できる。または「戦争というのは悲惨なのだよ」。でも「悲惨」という言葉でどれだけの、何がどう悲惨なのだというのが伝わらなければ、具体的に伝えられるものを資料として提示するということはあると思います。

高木委員

例えば私が読んでも、漫画ですから、漫画なのですけれども、戦争というものはそういうものだと思うのですが、やっぱり一部にはちょっと怖い、あるいは悲惨過ぎるとか、場合によっては残虐な場面もあるかなと思うのですね。それに対して、教育場で何か児童・生徒に対して、特に低学年の児童等に対して、配慮とか指導というのは必要なのでしょうか。

指導室長

今委員おっしゃったように、戦争というのは残虐なもの以外何物でもないというふうに思います。要するに、暴力の否定というところがポイントなのかなというふうに思うのですね。問題解決するときに、「暴力というのは誤った手段だ。そのうちの一つが戦争というものとしてあらわれているのだ」というところなどを指導する場合に、配慮しなければいけないだろうなというふうに思っています。

高木委員

なるべく学校図書館と公共図書館をちょっと分けて考えて、今は話の流れとしては学校図書館の話をしていると思うのですが、なるべくやっぱり多様な書籍、一部の漫画も含めて用意をして、個々の子どもの発達段階とか興味に応じて提供していくということはすごく大切だと思うのですね。先ほどお話ししたように、特に中野区としてこの本を「一律的に全巻読め」とかということではなければ、それぞれの学校の中で、それぞれの子どもに合った状況の中で利用させていく、ということではないのかなと私は思うのです。

大島委員長

それでは、私のほうからちょっと確認させてもらいたいと思うのです。そもそもいうことでちょっとさかのぼってしまうのですが、学校の図書館の資料というのは、誰が選定しているのですか。

指導室長

特別に選定の規定はないのですけれども、学校長は「校務をつかさどる」と学校教育法の第37条第4項に規定されていますので、校務掌理権というのですけど、その中に入るということで、最終的には校長の判断という形になるかと。

大島委員長

そうしますと、今お話にあった学校の図書資料の選定という仕事というのは、法令上の根拠ということからいうと、学校教育法第37条第4項、校務掌理権というのに基づいて行

われるものだというふうに判断してよろしいのですか。

指導室長

今おっしゃった学校教育法第37条第4項にある校務掌理権によって、選定権があると考えます。

大島委員長

そうしますと、そういう法令上の根拠に基づいて校長先生の権限として図書の選定を行っているということであれば、その校長先生の判断というものについては、教育委員会としても尊重しなければいけないのではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

指導室長

最終的にその学校の中で委員会等で話し合っ、校長が認めて決定をしているものから、当然尊重すべきものだと考えます。

大島委員長

もう一つ、各学校で図書館資料というのは、もうちょっと具体的にいうとどんな手続といますか、どんなプロセスで選定されているのですか。

指導室長

まず児童・生徒からの「どんな本を読みたいですか」という希望もありますし、教員側からすると「こういう本を読ませたい」だとか「こういう資料が必要だ」とかというものもありますので、それをリストアップして選定委員会を開いていきます。選定委員会でリストアップをしたものについて、校長が最終的に「それでいい」とか、または「これよりもことしの方針はこうだから、別のものを入れるべきだ」とかということで、最終的に決定をする形になっています。

大島委員長

わかりました。そのほか質疑ありましたら。

渡邊委員

今選定権と選び方を言っていたのですが、先ほど小学校で25校のうち17校にありまして、8校がないとか、中学校11校のうち1校がないと、「はだしのゲン」につきましては置いていないということだったのですけれども、今この選定のときには、児童・生徒の希望等とか、そういったものについてなかった学校に置いてほしいというような、そういった話は実際は出ているのでしょうか。

指導室長

特にそのあたりのお話は、私の耳には入ってきておりません。

渡邊委員

わかりました。

大島委員長

ちょっと待ってくださいね。今までのところは学校図書館についてのことでお話をしていたわけですが、学校の図書館と、また区立の図書館という、学校とはまた全然別の施設とちょっと切り離して考える必要があるかなと思うのですが、学校の中の図書館についてはよろしいですか。

では、区立の図書館、一般人も見られる図書館についてのことで何かございますでしょうか。

渡邊委員

もう一度こちらのほうも、図書館というのはあまりなじみがないもので申しわけないのですが、区立図書館の役割というようなものを改めて確認させていただきたいのです。

副参事（知的資産担当）

区立図書館につきまして図書館法という法律がございまして、これに基づきまして資料を収集しましたり、整理・保管・保存しているところでございます。目的ということでは一般公衆への利用に供しましてその教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としているといった内容でございます。

渡邊委員

今ちょっと法律的なものを伺ったのですが、先ほど学校図書を選定ということについてお話があったと思うのですが、この区立図書館における図書資料の選定というのは、実際誰に権限が今度はあるのでしょうか。

副参事（知的資産担当）

同じく図書館法に規定がございまして、図書館長に館務掌理権という権限がございまして、館長の責任と権限で行われているということでございます。

渡邊委員

今ちょっと、図書館長の権限で行われるものということですが、図書館長の判断について教育委員会として何か尊重すべきとか、そのかわりとかはいかなものなのでしょうか。

副参事（知的資産担当）

ただいまご答弁申し上げましたように、図書館に基づく館務掌理権に基づいて、館長がその権限の中で適切に行っているというふうに認識してございまして、この館長の判断につきましては尊重されるべきものであると考えているところでございます。

渡邊委員

申しわけありません、何度も。そういった資料はどのような手続で選ばれている、選定されているのかということをご教示いただけますか。

副参事（知的資産担当）

中野区では中野区立図書館資料選定基準——要綱でございすけれども、そういったものも定めてございす。こういった規定に基づきまして、選定会議というのを具体的には開いておりまして、そこで各館の所蔵状況でございすとか、リクエスト状況なども踏まえまして図書資料を選定し、最終的には館長が決定をしているといった内容でございす。

大島委員長

ほかに。

小林委員

区立の図書館に関しては今お話し伺いましたけれども、先ほど学校の所蔵状況というのがありましたけれども、区内の図書館の状況というのはどんなふうになっているか、つかんでいたらお願いいたします。

副参事（知的資産担当）

中央館を含め中野区では8館ございすが、所蔵総数は129冊でございす。

小林委員

これは8館で129冊、実際にその貸し出しの実績というのでしょうか。閲覧状況というのはなかなか難しいかもしれませんが、その辺もし押さえていたら教えていただければと思います。

副参事（知的資産担当）

昨年12月から本年2月までの3か月間ということで調べてみた数字がございまして、129冊中211冊の貸出し実績がございしました。

大島委員長

これは延べということでよろしいですね。

副参事（知的資産担当）

延べの数字でございます。

教育長

今いろいろご質問いただいて、学校図書館というか、学校の図書室の運営については基本的に校長が校務掌理権という中で運営をしていて、教育委員会としてはこれまでもその校長の判断というのを尊重してきたということだったと思います。また、区立の図書館8館についても、館長の館務掌理権、法に基づく権限に基づいて、教育委員会としてそれも尊重しながら運営をしてきたということになると思っています。それで適正にこれまでもやってきましたし、これからもきちんとやっていかなければいけないと私は思っています。

今回「はだしのゲン」について陳情が出されて以来、それぞれの委員の方も改めてお手にとってお読みくださったと思いますけれども、その感想と伺いますか、それは個人個人の判断ということにはなると思うのですけれども、これについても先ほど来の質問の中で今までのやり方と変えてやるという必要性は、特段見当たらないかなと私は思っております。

大島委員長

ほかに。

小林委員

やはりそういった図書を選定するということに関しては、その法的な根拠があって、これからも尊重すると今教育長からもお話がありました。もう一回確認、先ほども質問したと思うのですが、特段現場からの、校長、さらに図書館指導委員からの、この「はだしのゲン」にかかわる指導上の成果なのか課題なのか、そういうことは特段ないということで確認してよろしいですね。

指導室長

この本について話題になってから何回か校長会でこの話題を出しまして、例えば学校に対して何かいろんなことを言われたことがありますかということに関しては、一切ないと伺っております。

大島委員長

ほかに。

高木委員

もちろん学校図書館と区立の公共図書館分けて考えなくてはいけないと思うのですが、基本的に図書館の機能というのは、いろんな書籍を収容して、利用者がそれを選んでいく

ということですので、よほどのことがない限りは、そこに例え我々教育委員会としても制限を加えるべきではないと思いますし、法律上もそうなっているということですよ。ですから、当然区立の図書館の場合は公共の図書館ですからそう。ただ、学校図書館の場合は学校現場ということもありますから、小学校1年生から区立の場合中3まで、特に課題があるのかという観点は一応チェックはすべきだと思うのですが、私も先ほどお話ししましたが、若干、例えば小学校1年生とかであれば、もしこれを使っていくのであれば教材として注意が必要かなと思う描写がないとは言いませんが、図書館に蔵書しておくのに課題があるとはちょっと思えないので、そういう観点で整理をされてよろしいのではないかと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

小林委員

一応今回の陳情の中でやっぱり争点となるのは、一方は例えば残虐性だとかそういう部分と、一方では平和を尊重するという部分のバランスだと思うのです。ただ区内の状況を見ると、やっぱり発達段階考えたときに、小学校だとどうしても所蔵の状況は多少少ないというのは、当然発達段階からいってノーマルな形になっていると思うのです。中学校の場合は設置されていないという学校が1校しかないということも。ですからそういう点では、これもある意味で適正という言葉が当たるかどうかわかりませんが、それなりに各学校は考えてきていると思うのです。

私はやはり教育委員という立場から考えると、「はだしのゲン」に限らず今後も図書を各学校、また場合によって区立図書館が選定する際に、やはり必要性だとか、それから特に学校でいえば教育的な価値というのでしょうか。そういうものを十分踏まえる必要性、検討する重要性、そういう意味で非常に大きな、何か一つの、一石を投じられたというか、そういう意味で非常に意義深いことだと思うのです。ですからこれを機に、やはり学校図書館のあり方、またはその選定のあり方、そして指導のあり方というのをより一層充実させていくということは、私は非常に重要かなと考えます。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

なお余談ですが、我々教育委員、こういう問題が起こりましたので、やはり問題になっているものをまずは我々も読んでみななければいけないということで、全員目を通させてい

いただきました。それについての感想はそれぞれ、もちろん個人であるかと思ひますし、それはそれとしてということで。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、これまでの協議の内容を、先ほど整理しました論点を踏まえてまとめたいと思ひます。

まず学校図書館は、学校図書館法に基づいて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的として設置されたものであるということ。そして児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実が図られるように、多様な図書館資料を収集し整理し保存するとともに、児童・生徒の利用に供することをその役割としているということ。そうした中で、図書館資料の内容に暴力的な表現などの描写や記述があったとしても、当該図書館資料を選定した学校が暴力などを肯定するという趣旨で児童・生徒の利用に供しているものではないということ。学校図書館ではさまざまな内容の図書館資料が児童・生徒の利用に供されているということ踏まえて、各学校において児童・生徒の発達段階に応じた適宜、適切な読書資料があわせて行われることが必要であるということ。そして区立小中学校における図書館資料は、当該小中学校の校長が学校教育法による校務掌理権に基づいて選定を行い、利用に供しているものであるということ。区立小中学校における図書館資料の選定及びその取扱いについては、関係法令に基づき、当該小中学校の校長の権限と責任において行われるべきものであること。したがって、当委員会としては当該小中学校の校長の判断を尊重すべきものであること。また、区立小中学校の図書館資料については、今後とも、当該小中学校の校長による適切な選定が行われるようにするとともに、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を通じて、感性豊かで思いやりのある心が生まれ、思考力、判断力、表現力が養われるような教育活動が各学校において展開されるよう努めるものとする。

一方区立図書館については、図書館法に基づき図書等の資料の収集等を行い、一般公衆の利用に供することを目的としているものであるということ。したがって、区立図書館における当該図書等の取扱いについては、図書館法による館務掌理権に基づき、館長の権限と責任において適切に行われるべきものであり、当委員会としては当該館長の判断を尊重すべきものであること。

以上ですが、ほかにご意見等はございますでしょうか。

それでは、ただいままとめさせていただいた内容をもって、当委員会として各陳情者に対し回答するというので、本件協議が整ったことを確認したいと思ひますが、ご異議ご

ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、ご異議ございませんので、事務局はただいまの合意内容をまとめていただいた上で、各陳情者に対して回答をお願いします。

以上で協議事項の1番目の協議が終了しました。

次に協議事項の2番目、「中野区いじめ防止基本方針の策定について」の協議を行います。事務局から説明をお願いします。

指導室長

お手元にある資料に基づきまして、中野区いじめ防止基本方針の策定についてご説明をいたします。

まず、A4、1枚ものにまとめてあるものをごらんください。まずこの基本方針を策定する背景なのですが、そこに3点ほど書かせていただいています。平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」というものが施行されました。ここに「地方公共団体が基本方針を定めることが望ましい」、努力義務なのですが、そういう規定がございます。

一方中野区教育委員会では、平成20年9月にいじめ防止に向けた行動計画としての「いじめ総合対策」というのを取りまとめてございます。これに従って学校、それから行政、家庭・地域が連携をして取り組みましょうということになっていました。昨年度、さまざまいじめについての問題が取りざたをされまして、平成25年度、本年度なのですが、この総合対策を拡充をしていたところですが、ただ、いじめ防止対策推進法が9月に施行されたということを受けまして、法律に照らした整備を行う必要があるということで、この方針を定めていきたいと考えております。

その内容なのですが、2番目をごらんください。大きく教育委員会が行う取組と、それから学校が行う取組の二つに分かれてございます。2の(2)、教育委員会の取組としては、まず先ほど申し上げた「いじめ総合対策」の実施をするということ。それから、組織の設置というものをを行います。二つありまして、一つが「いじめ等対策会議」というもので、これは定期的な開催をするもの。それから二つ目は、「いじめ等対応支援特別委員会」の設置ということで、これは起こってはほしくないことなのですが、重大事案というものが発生した場合に特別に設置をするというものです。それから3番目、区長の措置というのがありまして、特に重大事案が発生した場合に、教育委員会からの報告を区長が受けまして、

さらに改めて再調査をするだとか、その結果に基づいて必要な対応等を講じるということ
を定めました。

それから学校が行う取組、(3)になりますが、各学校は「いじめ防止基本方針」をまず
策定をする義務があります。それから組織等の設置で、これは既に生活指導部等でさまざ
ま設置をされているものなのですが、そこに書かれたような組織をきちんと置いて、要は
こういういじめのことに關しては、教員個人に任せるのではなくて、組織的に対応するの
だということを、きちんと位置づける必要があるかと思ひます。それから、学校における
いじめ防止等に関する取組ということで、キーワードは「未然防止」「早期発見」「早期対
応」、それから「重大事案などが発生したときの対処」ということを考へてござひます。冒
頭申し上げました学校が定める基本方針の策定については、その四角で囲んであるもの
を内容として定めていくものでござひます。

めくっていただきますと、「いじめ防止方針」策定の意義、それから用語の定義等が書
かれているかというふうに思ひます。用語の定義については大きな2番目、それから3番
目としていじめの禁止、これは言うまでもないのですが、改めて「いじめというのはやっ
てはいけないのだ」ということを記載をしております。それから、4番目のところで基本的
な考へ方、(1)から(5)までというところす。それから5番目として、教育委員会の取組
で先ほど申し上げた「いじめ総合対策」、それからいじめ防止のための組織の設置というこ
とで、(2)のところ先ほど申し上げた「いじめ等対策会議」の設置のメンバーが記載され
ておりますので、ごらんいただければと思ひます。教育長、次長、指導室長、子ども家庭
支援センター所長、それから中野・野方両警察の係長、小中学校それぞれの校長、教育セ
ンターにありますが生活指導相談員、それから指導主事等で構成をされるものです。

次のページにいていただきまして、学校における取組ということで、1・2・3・4
というふうに書かれておりますが、(4)と(5)、学校におけるいじめ防止等に関する取組、
それから基本方針の検証及び改善については次のページにイメージということで、PDC
Aサイクルに基づくという形のものです。まず1番目が未然防止、きちんと取り組むとい
うこと。それから中野区では、次の報告でもさせていただきますが、アンケート調査等
を実施しておりますので、早期発見に努める。それから先ほど申し上げた組織を活用して早期
対応を行う。そして検証・改善ということで、これをきちんと回していくということが学
校にとっては大切だろうと考へてござひます。

参考としまして、「いじめ総合対策」について別紙1、それから学校いじめ防止基本方

針を定めるに当たっての具体的内容を別紙2のほうに記させていただきます。

説明は以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言ありましたらお願いします。

小林委員

非常にさまざまな観点から、中野区のいじめ防止についての方針が打ち立てられていると思います。私としてはぜひ、やはり強調していただきたいというか、実践していただきたいポイントは、やはりこの今回の新しい法律の中で学校が取り組むべきこととして、その第1番目に「道徳教育等の実践」が掲げられているのですね。「道徳教育等」というのは何かというと、道徳だけではなくて、プラス体験活動の充実ということだと思いのですね。これを拝見すると、道徳に関しては取組例の中に、道徳授業で「思いやり」「生命尊重」「規範意識」を年間6回扱うと書いてあるのですが、やはりもっと大きな柱として道徳の授業をしっかりと行って、心の耕しというのでしょうか。これはやっぱり未然防止の上では非常に重要なポイントだと思います。それをやはりしっかりと柱立てしていく必要があると思います。

さらに具体例としては、このような指導内容を年間6回行うというのも非常にいいことだと思いますし、さらに道徳授業地区公開講座が平成10年の施行からもう10年以上継続して全校で行われているわけですね。しかしながら、かなり形骸化してきているということもあります。これは道徳教育というものが、やっぱり地域の方や保護者の方に正しく理解されていないという。厳しい言い方をすると、教員の中でも理解されていないという部分がありまして、そういう点では地区公開講座をうまく活用して、本当に子どもたちがよりよく生きていくために必要なことであるということをこの機にしっかりと明記して、そして実践していく必要があると思います。もちろん私が申し上げているのは道徳だけやっただけでいじめがなくなるかという、そういう悠長なことを言っているのではなくて、そういうものもしっかりやっけていながら未然防止、また早期発見、そして早期対応を図っていくということが大事だと思いますので、その辺をぜひしっかりと盛り込んでいただければと思います。

渡邊委員

私もいじめに対する問題というのは非常に重要な問題と考えておりまして、教育委員になるときにいじめ、体罰については絶対に許していかない態度で臨みたいというようなお

話をさせていただきました。それで今小林委員が言われたように、ここに書かれているように、3番目なんかで「いじめの禁止」と書いてあるのですが、この「いじめの禁止」というのはもう当然のことであって、ただ、今いろいろな方法でいじめの方法が、我々の時代からもありましたし、自分の子どもたちの時代、またはこれからもあると思うのです。それでいろいろなツールとかいろいろな道具だとか、いろいろな方法でのいじめが行われて、それを一つ一つ「これをやってはいけない」「これをしない」「持ってくるな」とか、そういう対応というのはやはりあまりよろしくないことだと思っています。

この点については、小林委員が言われたように「いじめをしてはいけないのだ」ということを、道徳観とかそういったところをやはりもうちゃんと鍛え上げなければ、どんなツールが出てくるかなんて将来わからないわけで、やはりいろいろなデータというものもあるのですが、こういった行政とかデータで、いじめられた子どもが犯罪者になったとか、いじめられた子が何人死んだとか、そういったデータよりも、やはり小さな子どものころにそういった印象が残ってしまうと、その子の将来に対してさまざまな影響を来す。それは決して悪いものだけではないのかもしれないですけども、やられたことによってやってはいけないということがすごくわかるかもしれないけれども、やはり体験しなくていいような経験とかそういうものはするべきではないですし、人の個人の形があって、医療をやっている人間にしてはみんながそうだからいいというのではなくて、たった1人でもそういう傷ついた人がいるということはあってはいけないという。「数が何人中何人だから」という問題では、「これは誤差範囲」という、そういう考え方でなくて、たった1人でも大きく傷ついた子がいたら、やはりこれは悲しいことだなというふうに。そういうような本当に基本的な人間の考え方みたいな道徳観というのを、ぜひいじめという対象でなくても指導していただきたいなと思います。

本当にこういった方針を策定しなければいけない事実というのも悲しい気はしますけれども、内容的にはよくできていますし、やはりつくったからには皆さんが熟読していただきまして、こういう大きな問題に関しては指導に当たる先生方にこういった内容を熟読していただいて、対策というものを全体で考えていただきたいなと思いますので。ご意見というよりは、希望だけです。

以上です。

大島委員長

ほかによろしいでしょうか。

教育長

今いろいろご意見をいただいたわけですがけれども、いじめというのは起こった事象だけでなくその背景にあることとか、子どもたちの心のありようというものもきちんと見て、ケアしていかなければいけないと思っています。それぞれ各学校でも、この方針に基づいて各学校ごとの対応方針というのを定めてもらうというふうにしていますが、学校だけの問題ではなくて家庭と協力して対応をとるとか、それから学校にいるスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなどを活用していくとかいう、それと子ども教育部になりましたので子ども家庭支援センターなどの相談機関というのもありますので、うまくそういう家庭や資源、それから関係機関との連携ということをとっていくという必要があるというふうに思っています、教育委員会事務局としてこの方針に基づいて学校だけに任せるということではなくて、関係機関にもきちんとこうしたものを発信していくという努力をしていきたいと思っています。

指導室長

先ほど小林委員がおっしゃった道徳授業地区公開講座についてなのですが、やはり学校現場からも、なかなか人が集まらないという形骸化の部分についての意見が出ています。校長先生方からそういうお話を伺うことがありまして、各学校問題意識を持って、何とか子どもたちだけではなくて地域や保護者の方たちにもそういう取組の大切さというのを訴えるような工夫を現在しているところです。

それから、先ほど渡邊委員がおっしゃった先生たちへの周知というところで、2月24日なのですが、これは二百何名ぐらいの先生たちに集まってお聞きいただきまして、いじめ対策についてここにあるようなもののエッセンスを、具体的に先生たちにお伝えをしました。「各学校も5人ぐらいは出てください」というような形でお願いをして、かなりの人が集まってくれました。あわせて大学の先生、有村先生という先生がいらっしゃるのですが、いじめ防止に向けてまた学識経験者の立場からいろんな形でお話をさせていただいて、何人からの校長先生からは「教員たちがとてもいい話が聞けた、いい時間を過ごせた」ということで、「勉強になった」というような感想も届いておりますので、そういった形で、これは今回は集合研修という形でやったのですが、それを毎年やっていくとかちょっと工夫をしていって、意識啓発を図っていききたいなと考えています。

大島委員長

今指導室長からお話があったいじめ防止の研修会は、後ほどちょっと私も参加したので

ご報告したいと思いますが、大変いい研修会だったし、また本気で各学校のほとんど全員の先生にそういうことが行き渡るようにという意気込みを、区としても意気込みを持ってやっているぞということは示せたのではないかと思います。

ほかに。

高木委員

中野区の教育委員会としては、一貫していじめに対しては厳しいといえますか、積極的な態度で取り組んできていたと私は理解をしております。今回の法制化、法令化に伴って改めて点検をして、法令で足りないところ、あるいはもっと明確にすべきところをつけ足したのかなど。この案について、もちろんこれでいいと思うのですが、私が最近感じているのはいわゆる昔のような、「昔のような」と言ってもおかしいのですが、我々が、大人がいじめだと思っているようないじめではないいじめがふえている。私もふだんは短期大学の学生と接しているのですが、客観的にいうといじめたのかな、どうなのかな。でもいじめられた本人はいじめだと思えば、それはいじめですよというような中野区の内いじめの定義。そこに例えば物理的な接触とかはいらないのですが、LINEですとかツイッターといったソーシャルメディアが出てきて、そうすると表面的にわからなくなっている。いじているほうもいじめという認識がないというのがあるのですね。今回もあくまで基本的な考え方ということなのでここにうたう必要はないと思うのですが、最初のところで「インターネットを通じて行われるものを含む」と書いてあるのですが、ここら辺の対応がやっぱりこれからは非常に見えにくいところで行っていく。特に小学生でも、中学年ぐらいで結構今携帯とかスマホを持っていますので、そこに対する対応はすごく重要なのかなと思っています。

あと、もちろん基本的には先生方による指導というか、日常のクラスコンダクトですとか、そういったものが中心になってきて、プラスアルファでやはりアンケート等によるスクリーニングであぶり出していくという考え方でいいと思うのですが、そうはいってもなかなかやはり、先生方も「頑張ってやってね」というのではなかなかやり方もわからないでしょうし、今いろんな検証をされていると思うのですが、この中でもありますけれども、例えば「ふれあい月間等による」というのもあると思うのですね。一つやっぱり道徳教育すごく大切だと思うのですが、難しいのは教え込んで理解して、それで型にはめるものではなく、私はないと思うのですね。もちろん低学年であれば教えることも大切と思うのですが、自分たちで考えさせて行動させてみないと。人に対する接触の仕方、特にやはり

お父さんお母さんも働いていて、兄弟姉妹も少ない今の現代社会の中で、短大生を見てもやっぱりコミュニケーションが苦手な子が多いのです。その中で、例えばそういった区全体で、月間等のプラットフォームを用意してあげて、児童・生徒が自主的に、例えばこの上で挙がっている標語コンクールでもいいですし、挨拶運動でもいいですし、何か中学生だったらプレゼンでもいいですから、そこは各学校の得意な取組でいいと思うのです。そういった機会をやっぱりぜひ、年にひと月ぐらい用意してあげて取り組むことによって、子どもたち自身の意識も高まってくると思いますし、まさにここにあるようにそういった月間等があることによってスクリーニングもできると思うので、先生方「忙しい」と言われますけども、長いスパンでいうと社会人のいじめというものもあるので、このところでしっかりと子どもたちに理解をしてもらおうと、あとの日本の社会は万全ですので、ぜひそういった形で取り組んでいただきたいと思います。

大島委員長

ほかに。では、指導室長先にどうぞ。

指導室長

今スマホだとかを使ったいじめなども最近の傾向としてあるということで、お話しいただきました。お手元に配った資料の、ページ数が打ってなくて申しわけないですが、後ろから2枚目のところで、(2)の「早期発見」の取組の一つ上に、「情報モラル教育を充実させるとともに」ということを記載させていただいています。このポイントは、当然子どもたちの情報モラルについてはさまざまな発達段階に応じて教育をするのですけれども、やはりその内容も保護者に見ていただくということも必要なのかなと思って、例えばここに例で示したのは、「ファミリーeルール」というのを、東京都のほうが講師を派遣してくれる制度がありますので、そういうものを活用して保護者や地域の方たちに見ていただくような、そういう場を設定をするということ、一つポイントとして挙げております。

それからあと、ふれあい月間のお話先ほどありましたが、年間3回ほどふれあい月間というのを設定しますので、先ほど委員がおっしゃいました挨拶運動ですとか、それから標語をつくるだとかという各学校それぞれの取組を設定して、これは月間です。一か月ありますので、子どもたちに考えさせる。または体験を通じて物事を考えさせるような取組をしていきたいと思ったり、これも本当に形骸化するのではなくて、きちんと取り組むような形で進めていきたいと思っています。

高木委員

これからの取組についていいお話が聞けたので安心はしたのですが、ICTについては非常に発達が早いので、例えば短大生でいうと2、3年前まではミクシィを使った学生間のトラブルという時期があったのですが、もう今は完全にLINEに移っているのですよ。ただ、ではLINEが何年いくかというのと、2、3年たつともう違うかもしれないのですよね。一方でまた新聞報道でもありましたけども、子どもたちが使っているDSという携帯ゲームでもコミュニケーション機能があって、その中で知らない人と出会ってしまったり、言葉のいじめがあったりというのがありますので、そういった現状を多分お父さんお母さんは、詳しい方以外は知らないと思うので、ぜひそういう機会を通じて保護者の方の啓発をお願いしたいと思います。

小林委員

いじめに関しては、文部科学省なんかは問題行動調査で経年的にその状況を把握しているわけですが、あまり取り上げられないことの1点として、中学1年生の数が一番、数としていじめの認知件数が多いという状況があります。不登校に関しては中1ギャップということで、よく中1が一番急激に数が伸びてしまうという、そういうのがあるのですけれども、やはり中1でいじめが多いという実態をもっと重視しなければいけないと思うのです。

そうした場合、本区が行っている連携教育というのは非常に重要だと思うのですね。かつては小学校と中学校の段差というか、その節目を生かした指導が従来ずっと行われてきたのですが、最近子どもたちのさまざまな環境から、その節目が逆にあだになって、子どもたちが非常に中学校生活に適應できないという実態があるわけで、そういう点では連携教育を充実させていくというのは非常に重要だと思うのです。やはり各学校でも各先生方も、連携教育がなぜ重要かというのがまだ十分個々に落ちていない部分もあると思うのですが、例えばなぜ連携教育が必要か、そのうちの一つにこういう中1でいじめが多いとか、不登校が多いとか、そういう実態をやっぱり直視しなければいけないと思うのです。そういう点で、中野区としては連携教育を大事にやっていきますよというようなことを打ち出しているわけですから、こういう中にもやはり連携教育の重要性、それはなぜ必要なのかという部分をやはり徹底して、そしていろいろな創意工夫ある取組、子どもたちのための指導を深めていく必要があるかなと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

ちょっと関連しますので、ここでご紹介しようかと思うのですが、先ほど指導室長のお話にも出ました、2月24日にいじめ防止研修会というのが行われまして、私も参加したのですけれども、各学校の教員の先生、1校5名は出てくださいというようなあらかじめお願いをしまして、参加された方が235名ということ。谷戸小学校の体育館で行われたのですが、大体5名以上参加していただいたようですが、中には教員の先生全員が来てくださったとか、もう全員に近いぐらいの多数で来てくださったというような学校もあって、大変熱心にやってくれます。

それで有村先生という大学の先生の講演があったのですが、有村先生は今は大学の先生ですけれども、小学校等で教員をなさった経験もあるという方で、現場もよく知っていられるという先生でした。それで、スライドでいろいろお話がありまして、いろんな話があったので全部ご紹介できないのが残念なのですが、例えば大学で学生にアンケートをとって、「小・中・高校時代にいじめられたとか、あるいはいじめたという経験について、そのときどういう気持ちだった」というようなアンケートをした話とか、いじめた子の気持ちの中では「あとで嫌な気分になった」という回答とか、「相手がかわいそうだった」という回答が比較的多いのはちょっと救いだというようなお話ですとか、いじめの深層心理のお話とかもあったのですが、すごくユニークだと思ったのは、先生方で2人組になってもらって、有村先生が設例を出して、要するに生徒が「私このごろ友達に無視されているみたいなのです」とか「いじめられているみたいなのです」というようなこと問いかけて、そういう生徒と、それからそれを受けた先生役の2人、ロールプレイをして途中で交代するのですけれども、なかなか生徒の役になっていじめられた子の訴えをやるというのも、ちょっとやりにくいかなと思ったのですが、先生方はすごくまじめに熱心にやってくれて、それで後でちょっとその感想を聞いたりする場面もあったのですが、すごくそういうのをやってみると、先生が自分の目を見てしっかり「まず落ち着きなさい」みたいなことで優しく接してくれたのがすごく心に残ったというか。そういういじめられた生徒の気持ちも、疑似体験ですけどちょっと体験したりというようなことがすごくよかったというような話があったり普段できないような研修内容で、大変よかったのではないかなと思いました。いじめの日常的な防止、予防策というお話もあって、学校とか学級に温かい空気感をつくることとか、それから子どもがわかる授業を工夫すること。それから、いじめを学ぶという授業をやることとか、そんな具体的な話もあって、すごくとてもよかったですし、それをたくさんの先生に聞いていただいてとてもよかったです

し、それをまた各学校に持ち帰って、早期発見、早期対応の最前線で先生方にも頑張ってもらいたいと思った次第です。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。ほかには。

それでは、本件については本日の協議内容を踏まえ、次回改めて議決案件として審議したいと思います。

以上で協議事項を終了します。

<報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、2月14日の第6回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告します。

2月24日月曜日、平成25年度いじめ防止研修会が行われまして、私が出席しました。

3月1日土曜日、平成25年度中野区教育委員会表彰式、私大島と渡邊委員、高木委員、田辺教育長が出席されました。

私からの一括報告は以上です。

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問等ご発言があったらお願いしたいと思います。

まず私ですが、今いじめ防止研修会については報告させていただいたとおりです。

3月1日の教育委員会表彰式は、これは毎年その年度の表彰する方々をお招きして行っている表彰式で、中野の教育などに長く貢献してくださった方を表彰するとか、それからいろいろな競技大会などで優秀な成績を上げた生徒さん、児童の皆さんを表彰するとか、そんなようなことでした。

では、小林委員何かございますでしょうか。

小林委員

私は4日の火曜日に、区内の第七中学校の校内研修で、連携教育のことについて少しお話をさせていただきました。今いじめの問題に関しても、連携教育の重要性をお話ししましたが、なかなかまだ連携教育がなぜ必要なのか、どうしてこのある意味では忙しい中でやっていくのという。そういう必要感というものが十分周知されていないというような

実態がある中で、第七中学校の先生方、お忙しい中を非常に前向きに、何とかそれを自分たちの目の前の子どもたちのためにどう生かしていくかということで、一生懸命研修に取り組んでいらしたということは大変印象的でした。連携教育については、それぞれ学校の組み方というのでしょうか。その学校の立地条件とか、それによって一律にこのような取組がいいのだということとは言えないと思いますけれども、それぞれ子どもの視点に立って何が大切かということを着実に進めていくということは大事かなと改めて感じました。

以上です。

大島委員長

高木委員、お願いします。

高木委員

3月1日、教育委員会表彰式、出席させていただきました。毎年出席させていただいているのですが、年々表彰される方が少なくなっているのがちょっと残念です。

以上です。

大島委員長

では渡邊委員、お願いします。

渡邊委員

私も3月1日の土曜日に教育委員会の表彰式のほうに出席させていただきました。私は初めての出席だったので、こういったことは結構いいことだなと思いつつ、ほのぼのと感じていたのですが、その中でやはり運動で活躍していた中学生・小学生、ふと思ったのですが、今度東京オリンピックがくるときとか、次のオリンピックに彼らが活躍したら今のうちに握手してちょっとサインもらっておかなければな。やはりそうやってこの中から次の世代を担う大きな人たちが出てくる可能性がすごくあるということがあれば、彼らのモチベーションにもなってくれればと思えば、こういった表彰みたいなものを、活躍した子どもたちのそれを評価してあげるという機会というのは、すごく大切だなと感じました。とてもいい会だったと思います。

大島委員長

では教育長、お願いします。

教育長

私は3月1日、教育委員会表彰式も出席させていただいたのですが、その前午前中に、なかのZEROホールで学校・地域連携担当が主催をして、小P連と中P連と連携

して主催しました「家庭教育支援講座」という、毎年やっているのですが、それに参加をしてまいりました。

昨年は発達障害ということテーマにしたのですが、ことしは情報モラル教育と
いいですか、先ほど来話題になっていますが、携帯やスマートフォンやSNSといったもの
の対応について、保護者の方を対象にした講座でした。小学校の教員を経験された方が
講師だったので、大分大部なパワーポイントの資料を用意してくださって、携
帯の与えるチャンスで与え方とか与えるきっかけとか、それから先ほど高木委員もおっしゃ
っていましたけれども、携帯を与えなくてもゲーム機などで通信機能を持っているので子
どもたちはそういうことが使えるというようなこととか、それからLINEなどで閉じられ
た関係のネットワークだと思っけていても、実はもうどんどん外に漏れていくのだとか、絶
対プライバシーは最終的には公開されるものなのだとすることを前提にして対応したほう
がいいよとか。それから夏ごろでしたか、コンビニなどの冷蔵庫なんかに入って写真を撮っ
てツイッターで流したりした事件があったのですが、ああしたことをやってはいけ
ないのは当然なのですが、それがもういろんなサイトに登載をされて、その人の名前
が公開をされて、それが一生消えないもので、もう炎上みたいになったら削除が
できないので、就職活動なんかにも、今は就職の担当者が個人の名前を引いたらすぐ出てく
るというような状況があって、就職にも影響するのだとか。それから、これが多額な損害賠償を
請求をされているとか、それから、1件はつぶれてしまったコンビニもあつたりしたとい
うことを、子どもたちにきちんと教える必要があると。

その方がおっしゃっていたのは、いろんなところで講座を開いて子どもたちにもそうい
うことをお話しするらしいのですが、私たちはあの事件、いっぱい事件ありましたけ
れども、新聞とかテレビとかいろんなところでニュースで多額な損害賠償をされたとい
うようなことを知っているわけですが、子どもたちってテレビも自分の興味あるもの
しか見ないし新聞もほとんど読まないで、その事件の結末がどうなったかということ
を知らなくて、損害賠償されているなんてことを全然想像もしていないというようなこと
があつて。保護者にとってはとてもリアルな情報をたくさん提供していただきました。

LINEなどのSNSの実態とか、それからフィルタリングやガードの仕方など、具
体的なことをたくさん盛り込んで、すごい時間目いっぱい講義をしていただいて。雨だ
たのですが、かなり大勢の方がおいでになったのですが、ぜひレジュメなども、
これも小P連・中P連にPRしますけれども、もし欲しいという方があつたら後からでも

提供して参考にさせていただきたいなと思いました。

以上です。

大島委員長

ただいまの発言につきまして、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

<事務局報告>

大島委員長

それでは次、事務局報告事項「平成 25 年度いじめの対応状況について」の報告をお願いします。

指導室長

先ほど基本方針のお話をさせていただいたのですが、平成 25 年度のいじめの対応状況についての報告をさせていただきます。

これは先ほどの「いじめ総合対策」の 1 番目にあるアンケート調査でございます。このアンケート調査は、中野区独自で 9 月の末、それから 12 月の末、そして 2 月の末、年間 3 回行うアンケート調査です。以前に 9 月の調査については報告をさせていただいているのですが、12 月の調査についてということで 3 番目のところをごらんください。9 月にアンケート調査をとったときに、小学校 91 件、中学校 45 件という数値が挙げたのですが、③のところを見ていただきますと、解消したものを引きますと 41 件、28 件が継続指導中であったと。それが 12 月の終わりの段階でどうなったかというところで、小学校は 31 件が解消して 10 件まで、それから中学校が 6 件まで減っているというところでございます。最初の解消率からいうと、89%、86%というところにあるのですが、まだ継続指導が残っているということです。

それから(2)のほうは、9 月に行った調査の継続調査とは別に、新たに発覚するいじめ等もありますので、それが 12 月の調査では小学校は 13 件、中学校は 12 件。解消したものが 7 件と 2 件で、最終的に継続指導中というのが小学校は 6 件、中学校 10 件です。そうしますと、先ほど(1)で申し上げたものと(2)で申し上げたもの足しますと、小中学校それぞれ 16 件が継続指導中ということで、現在最後の調査の報告をいただいているところなので、まだこれについては報告できないのですが、こういう形で追調査を行って、継続指導をきちんとやっていくというようなことで取り組んでいます。

4 番目のところに、調査結果の分析ということで、どういう特徴があるかというところをまとめております。二つ目のなか点のところなのですが、悪口、暴力、無視・仲間外

れなどのそういうものが多いということで、先ほどの協議の中でもありましたけれども、やっぱり悪いことは悪い、いいことをきちんとやっていくのだという規範意識をきちんと子どもたちに身につけさせる必要があるかなと思います。

それから一番最後のなか点なのですが、追調査のところ、小学校より中学校のほうがやはり解消するのに期間を要するというところがあります。担任1人での対応ではなくて、組織的な対応が必要だということかと思えます。

裏面をごらんください。今後の取組につきまして、先ほど対応のサイクルのところでお話をしました早期発見、早期対応、未然防止、それから継続的な対応というところで、早期発見におきましては先ほどふれあい月間のお話も出ましたが、年間に1回ぐらいは個別面談を全ての児童・生徒に実施するということが一つあるかと思えます。それから教職員間の情報共有を図ることで、早期発見に努めるということがポイントかと思えます。

早期対応につきましては、学校の教員だけではなくてスクールカウンセラー、それから中野区では心の教室相談員を配置をしていますので、そういう心の専門家とも連携をして対応していくということが必要ですし、それから問題が発生したときには、区教委のほうも管理職経験者、それから臨床心理士などをその学校に派遣して支援をしていくというようなシステムもあります。

未然防止につきましては、「心の耕し」と先ほど小林委員からもお話がありましたが、そういうことをきちんとやっていくのだという。そのためには教員の意識改革ですとか、研修を充実させることが必要であろうと考えます。継続的な対応につきましては、もう先ほど追調査をしていところからもおわかりいただけるかと思えますが、ここで終わりということではなくて、それがどうなったというところまできちんと確認をするというような必要があるかと思えます。

説明については以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等、ご発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

一般のお話なのですが、もしデータがあったら教えていただきたいのですが、いじめの発生状況は先ほど小林委員がおっしゃったように中学校で多いとか言われていて、このデータでいうと25校の、生徒数もわからないのですが、やはり小学校13件、中学校12件というのも、母数が違うのでやはり数的には中学校では多く発生して

いるのだろうなというような形は読み取ることができるのですが、ほかの区とどうこうという問題ではないのですが、全体として都内の23区の中で、中野区というのは実際にどうなのでしょうかと。そういったものは、データがあったら構わないのですけれども。

指導室長

私が知り得る範囲では、他区の数値というのは公表されていないと思いますので、集計してというものは手元にはございません。

渡邊委員

おそらく「独自の調査方法」と言ったので、他区と比較するそのベースになる調査というのではないのだろうと思って、今一応「あったら」というような前提にさせていただいたのですが、実際その中でも解決できないのは悪口、暴力というふうの中に、ちょっと文章の中に入ってしまったので、暴力というのは意外に1回殴ってしまえばけがとかこぶとかできますから、それを届け出たらもう即犯罪にというか傷害になってしまう。届けないから傷害になっていないですけども、簡単に犯罪者になってしまうようなことにもなりかねないので、やはりそういったものというのは怖いというふうに感じているのです。この暴力というのについては、改めて件数がもしわかっているということであればちょっと教えていただいてもよろしいですか。

指導室長

(1)のデータに基づいた内訳の資料が手元にありますので、お伝えします。小学校91件のいじめ認知件数の中で暴力が、これは複数回答がありますので、足し上げると91件ではなくて131になるのですが、33件ほど小学校あります。中学校が認知件数は45件ですが、複数回答でトータルが75になりますが、そのうちの13件が暴力ということで。これはあくまでも子どもたちの申告というか、訴えということになります。

渡邊委員

ありがとうございます。なかなか防止できることではないのですが、先ほどの防止含めてご指導よろしく申し上げます。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、そのほかに報告事項はあるでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

私から2月8日、15日の大雪の区立小中学校等における対応状況につきまして、口頭でご報告させていただきます。

まず8日でございますが、小学校の土曜授業日でございます。全校とも特別支援学級も含めまして、通常どおりの授業を行ったところでございます。15日土曜日につきましては、中学校の土曜授業日でございます。これにつきましては、出勤できない教員等もございまして、特別支援学級を含め臨時休業とした中学校もございました。具体的には臨時休業とした学校は、第七中、緑野中学校でございます。また、始業時間を繰り下げた学校は、第四中、北中野中、南中野中学校でございます。また、下校時間を繰り上げた学校が、第八中学校、中野中学校でございます。

なお、幼稚園につきましては土曜休みということで、翌月曜日、両日とも影響はございませんでした。また、参考までに保育園でございますけれども、両日とも通常どおりの運営を行いました。また、学童クラブでございますが、8日につきまして保護者のお迎えにつきまして可能な範囲でお願いをしたところでございます。また8日、キッズクラブにおきましては帰宅時の注意喚起などを行ったところでございます。15日につきましては通常どおり運営を行いました。物的損害等につきましては特に大きな内容はございませんで、倒木等の報告が数件ございました。

報告につきましては以上でございます。

大島委員長

ただいまの報告につきまして質問等、ご発言がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかに報告事項はありますか。

副参事（学校教育担当）

それではインフルエンザによります学級閉鎖の状況につきまして、口頭でご報告いたします。

一時期のピークは過ぎたところでございますが、本日3月7日現在小学校1校でインフルエンザによる学級閉鎖となっております。学級閉鎖となっている学校でございますが、上高田小学校、3学年の1学級でございます。学級閉鎖の期間は本日までとなっております。

報告は以上でございます。

大島委員長

ただいまの報告につきまして質問等、ご発言はありますでしょうか。

それでは、そのほかに報告事項はありますか。

副参事（知的資産担当）

「アンネの日記」関連図書の毀損事件につきまして、口頭で報告させていただきます。

中野区におきましては、中央図書館が12冊、野方図書館が11冊、鷺宮図書館7冊、江古田図書館11冊、上高田図書館13冊ということで、合計54冊の被害を確認しているところでございます。なお現在「アンネの日記」関連図書につきましては、窓口カウンター近くに別置きをしております、通常どおりの閲覧や貸出しを行っているところでございます。また、館内の巡回を強化いたしますとともに、ポスター等によりまして改めて利用マナーの周知を図っているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして質問等、ご発言がありましたらお願いします。

高木委員

非常に残念なといいますか、痛ましいといいますか、ちょっとびっくりするような事件で、新聞報道が最初出たときに「中野ではなければいいな」と思ったのですが、やはり地理的などころであったのかなど。ちょっと状況をお聞かせ願いたいのですが、新聞報道等があつて調べたらこういう状況がわかったということなのか、あるいはもともと何か破損というのが少しでも報告があつたのかというのが1点と、あと状況として、どういう状況で保存されてあるのかというのは難しいと思うのですが、貸出しをして結果として破損したのか、もしくは館内で何か破損されたのか、それがわかるのかわからないのかをちょっとお聞かせいただきたいのです。

副参事（知的資産担当）

特別区におきまして、図書館長会という会議体をつくっております、そちらから近隣区でそういった被害があつたという報告を受けまして、私どもとしてそれを踏まえ、即調査をしてこの内容を確認したということでございます。被害について、貸出しをいたしますと通常返却されまして確認をいたしますので、そこでの内容ではないと考えております。具体的にどこでということにつきましては、なかなか特定は今のところはできていない。捜査中であるということでございます。

高木委員

新聞報道等見ても毀損の状況というのはちょっと細かくはわからないのですが、それは何か、例えば1ページ、2ページそっと破かれているような状況なのでしょうか。それとももう全然見れないような状況になっているのでしょうか。

副参事（知的資産担当）

本の数ページにわたりまして、破き取られているような、そのような状況のものが多いということでございます。

渡邊委員

数ページにわたって破り取られると、その本自身はちょっと意味のないものになってしまうのですが、それというのは、補修はないと思うのですが、蔵書の中に破損があった場合に新しい本で補てんをするということはされているのですか。

副参事（知的資産担当）

新たにその分の補充をしたいと考えております。また新聞報道でもされてございましたけれども、寄贈の申出などもいただいているところでございまして、そういったところも勘案して、基本的には補充をする方向で検討しているところでございます。

教育長

この件につきましては、事件といいますか事実が発覚した時点ですぐ警察に被害届を出してまして、警察のほうでも新聞報道にもありましたように、いろいろな自治体に広範囲に広がっていることですので現在捜査中ということでして、私どもとしても捜査にできるだけ協力をしていくということで対応をしていくと。そのほかの対応については今副参事がお話ししたとおりです。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、そのほかに報告事項はありますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。

午後11時33分閉会